

**令和5年度 第1回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
社会的養育等課題検討部会 議事要旨**

日時	令和5年8月1日（火）9時30分から11時40分
場所	東大阪市役所11階 会議室
出席者	<p>（委員） 芦田委員、井上委員、岡崎委員、中川委員、林委員</p> <p>（事務局） 岩本子どもすこやか部長、川東政策推進担当官、山口子育て支援室長、高橋児童相談所設置準備室長、高品子ども見守り相談センター所長、赤穂保育室長、増井子ども家庭課長、浦野施設給付課長、村田施設利用相談課長、和田児童相談所設置準備室次長、高島児童相談所設置人材戦略専門官、石塚子ども相談課長、三木地域支援課長、野村保育課長、中川児童相談所設置準備室主査、菊田児童相談所設置準備室主査</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 部会委員紹介 2. 部会長の選出 3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> （1）本部会の目的と今後の検討について （2）本市における社会的養育への取り組みの基本的な考え方を確立するための視点について～ 今後の検討の出発点として <ol style="list-style-type: none"> ① 社会的養育に関する国の考え方の確認 ② 本市の状況について ③ 社会的養護による子どもの支援の課題 ア話題提供 イその他認識しておくべき課題の洗い出しについて ④ 次回に向けての作業 現状と課題の把握のための取り組みについて （3）一時保護所のあり方について <ol style="list-style-type: none"> ① 児童相談所等施設整備の進捗状況について ② 一時保護所整備にあたっての考慮事項について 4. その他 今後のスケジュールについて 5. 閉会
議事要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 ○東大阪市社会福祉審議会規則第4条第2項に基づき、部会員6名中5名の出席があったため、部会の成立を確認する。

2. 部会長の選出

○東大阪市社会福祉審議会規則第5条第3項に基づき、委員の互選により中川委員を部会長に選任する。

○東大阪市社会福祉審議会規則第5条第5項に基づき、職務代理者については中川部会長より井上委員を指名する。

3. 議題

○事務局より、本部会における審議については本市の社会的養育、社会的養護にかかる業務の現状を十分踏まえ、課題の整理や、今後の施策の方向性を的確に導き出すことが求められることから、直接的な個人情報を取り扱わないものの、現時点では公開していない社会的養護の支援を受けている対象児童の現状や家庭状況、その背景に関する情報などを検討材料として提出のうえ、率直な意見をいただき審議を行うことを予定している。またこれに関連し大阪府より提供を受けた社会的養護にかかる非公開の統計資料も審議資料として活用の予定である。社会的養護の支援を受けている対象児童の資料は施策推進にあたり検討等を行うため収集した資料であり、開示することにより、今後十分な検討材料が得られなくなり、率直な意見交換が不当に損なわれることになるため、東大阪市情報公開条例第6条第4号に規定する情報にあたるものと考えている。また同様に、大阪府提供の統計資料についても、開示することで大阪府との協力関係が損なわれる情報であり、東大阪市情報公開条例第6条第6号に規定する不開示情報に該当する。よって、本部会において使用する情報については、「東大阪市社会福祉審議会等の会議の公開に関する指針」に定める不開示情報に該当するため、本部会の審議については非公開としたい旨の説明があり、部会長が会議に諮った上で本部会は非公開で行うこととする。なお、議事要旨については公開可能な範囲で公表することとする。

○議題（1）について事務局より説明。

【部会長】

・基本方針・設置計画を作って終わりではなく、それを具体的に検討していくために部会を設置したということは、位置づけを理解して推進していこうという本気度を事務局にお持ちいただけたと感謝している。

○議題（2）①、②について事務局より説明。

【各委員意見等】

・法改正で、基礎自治体で児童相談所を設置すれば、ほとんどのことができるかと改めて思った。拠点の充実、こども家庭センター、児童相談所、社会的養護など、一体的な行政ができるようになるということを改めて確認した。

・今年4月から施行されている「こども基本法」が、今後の土台となるものだと思うので付け加えてほしい。

・こども家庭庁が検討している「こども大綱」も参考にいただければと思う。

○議題（２）③、④について委員より話題提供

『アドミッションケア～アフターケアの連続性

～児童養護施設と児童相談所の役割について考える～』

【各委員意見等】

・退所後に過去の自分を知らない大人に相談できる仕組みがあればいいと感じた。施設が、すべての子どもが自分の生い立ち、背景、家族のことなど自分の知りたいことや振り返りをきちんと対応してあげられるように、体制を整えてほしい。

・施設と見相だけでなく、様々な大人と繋がっていけることが大事だと考えている。弁護士や企業の社長などと繋がる取り組みをしてきたが、ご飯を一緒に食べに行ったりというような繋がりでも、全員が社会資源である大人と繋がって退所できることが重要である。

・高年齢児（中高生）で入所してくると関係性を築く前に退所してしまうので、アフターケアをどう充実させていくのか、施設に相談に行けない事情がある子はどこに相談すべきかを今大阪府でも検討しているところ。見相の役割としては、きちんとアセスメントを言葉として記録に残すことが大事である。文字に残して施設や里親に伝えることは力量が必要なことだが、子どもの特性を記録しないと施設の役に立たないし、支援に活かせない。現在こども家庭センターでは数か月に１回定期面接に行っているが、入所理由については、施設入所中も年齢に応じた、生活に支障が出ない範囲で伝わるように説明することが必要だと思う。

・受理して措置に至る記録、アセスメント、経緯、家庭状況は丁寧に残すことがケースワーカーに求められる。

・丁寧なアセスメント記録は本人にとって宝の山。職員がそれに気づけるかということがポイントだと思う。

・近年はライフストーリーワークに取り組んでいるし、乳児院での写真を残すようにしたり、アフターケアで関わっている職員から何かあれば施設においてという声かけや自立支援団体の連絡先を教えるということはしていると思う。

・施設側は見守る人たちの資源開発の工夫や職親、権利をアドボケイトできる制度の周知も重要な観点だと思った。ライフストーリーワークは大阪府でも定着しているアプローチであるし、育ちの整理をどのタイミングでどうしていくか、それに基づく記録も見相として定着しておくことが大事だと思う。

【部会長】

・次回にむけて意見があれば事務局に連絡をいただきたい。

○議題（３）について事務局より、意見票で社会的養護と一時保護所について意見を頂戴し、それを元に次回の議題に向けて整理したい旨を説明。

	<p>【部会長】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国の動向も踏まえ、事務局に意見をいただきたい。 <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none">○事務局より、今後のスケジュールについて説明。 <p>5. 閉会</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------